

社 援 発 0104 第 1 号
老 発 0104 第 1 号
令 和 6 年 1 月 4 日

都 道 府 県 知 事 長
市 道 町 村

} 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
〔 公 印 省 略 〕

「社会福祉法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

社会福祉法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第3号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり本日公布されたところです。

改正政令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正政令の内容

介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護療養型医療施設を経営する事業を社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第24条の社会福祉を目的とする事業から削除すること。（本則関係）

2 施行期日

令和6年4月1日

社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年一月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三号

社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄